

# 同朋大学大学院学位論文審査並びに最終試験に関する規程

第1条 修士論文は、広い視野に立って精深な学識を備え、かつその専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を有することを立証するに足るものでなければならない。また博士論文は、研究者として独創的研究で、高度な研究能力と、その基礎となる幅広い豊かな学識を有するに足るものでなければならない。

第2条 人間学研究科仏教人間学専攻仏教文化分野における修士論文は本学指定のA4判用紙を用い、縦書きで1枚あたり400字に設定し、160枚以上200枚以内で64,000字以上80,000字以内とする。また、本学大学院学則第17条第2項に定める博士後期課程修了者の博士論文は、本学指定のA4判用紙を用い、同様に250枚以上300枚以内で100,000字以上120,000字以内とし、同第18条第4項に定める論文については、特に字数を定めず、印刷刊行された学術書等でも可とする。人間学研究科仏教人間学専攻人間福祉分野及び臨床心理分野における修士論文は本学指定のA4判用紙を用い、横書きで1枚あたり1,200字に設定し、50枚以上65枚以内とする。なお、手書きの場合は研究科長の指示に従うこととする。

第3条 修士論文及び同朋大学大学院学則第17条第2項に定める博士論文は、人間学研究科仏教人間学専攻仏教文化分野においては12月1日から12月10日までの期間内、人間学研究科仏教人間学専攻人間福祉分野及び臨床心理分野は1月10日までに、事務部を経て研究科長に提出しなければならない。ただし、締切日が休日の場合は、その前日までとする。

第4条 最終試験は論文を中心として、口述又は筆記により行う。

第5条 論文の審査日程及び最終試験の日程については、研究科委員会において決定し、これを公示する。

第6条 論文に関する審査については、同朋大学大学院学位規程による。

第7条 論文が未提出の場合、また不合格と判定された場合は次年度の6月末日までに提出し、最終試験並びに審査に合格すれば9月末日付をもって修了を認める場合もある。

第8条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。ただし、2019 年度以前に文学研究科博士前期課程・博士後期課程及び人間福祉研究科人間福祉専攻修士課程に入学した者は、なお従前の規程による。